

えっふん 生活保護の扶養照会「扶養届書」 市議会で、市が“不備”を認め“検討”を表明

小倉生健会は生活保護の扶養照会の実態を把握するために、情報公開条例を利用して「扶養援助のお願い」と、親族が回答する「扶養届書」を入手しました。

◆過酷な調査内容を義務であるかのように「扶養援助のお願い」には“扶養は義務”であり、親族による扶養が生活保護の前提であるかのような誤解を与える文言になっています。

また、「扶養届書」には、「家族構成及び収入等の状況」として、扶養義務のない“家族”も含めて、氏名、続柄、生年月日、職業、勤務先、平均月収額を。「資産の状況」では、家屋や宅地、田畑や山林の平米数を。「負債の状況」では、負債の内容、返済年月と金額、返済の終了予定年月の記入を求めています。

更に、「収入等の状況及び負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。」と書かれています。

しかも、これらの項目を報告する“義務”があるかのような文言になっていました。

◆「重大な障害なくせ」と陳情
これはプライバシーの侵害であり、生活保護申請者への親族の反感や憎悪をも生み出すことになりかねず、家族、親族の信頼関係を悪化させることも危惧されます。何よりも生活保護利用への壁を一層高くしてしまいます。しかも、文書は国がモデルを示しており全国でほぼ同じ書式で行われています。



コロナ禍、市議会での陳情を終え、少しホッとされた表情の会員さん

そこで、私たちは北九州市議会に対して見直しを求める陳情を行いました。

陳情審査では、自民・共産・維新の5人の委員から発言があり、当局も（扶養届書などを）「かたくなに変えないということではない」「可能な限り誤解を与えないような表現に改めるように協議検討していきたい」と答弁しました。

◆国のモデルの不備を北九州市が認める
委員会での陳情審議を通じて、調査内容のひどさが議員に共有されました。国が示したモデルに不備があることを政令市の北九州市が認めたことは重要です。

陳情審査については、毎日新聞の北九州版に大きく取り上げられ、その記事がネットの“Smart News” や“yahoo ニュース” や“goo ニュース”でも紹介されました。

小倉生健会としては、“扶養照会”自体をやめさせる取り組みと合わせて、調査を大幅に改善させる全国的な運動が必要と思っています。

（詳細を裏面に掲載）

生健会 市に2022年度 予算要望を提出



生健会の北九州ブロック協議会は、毎年、市に対し予算要望をしています。

今年も、高齢者・障がい者・介護・医療・生活保護・教育・子育て・雇用・住宅など12テーマ67項目の2022年度予算要望書を提出しました。

要望書提出後、市から文書で回答が来ます。その後、要望書への回答について、毎年1月前後に北九州市と生健会が懇談（交渉）をしています。



小倉生健会 検索

これまでの会報を全部見ることができます

小倉生健会はホームページを持っていませんが、「平和とくらしを守る北九州市民の会」のホームページに、当会の「会報」が全て掲載されています(市民の会のご厚意に感謝します)。

そのため、パソコンやスマホで「小倉生健会」と検索するだけで、全ての「会報」を見ることができます。是非、のぞいてみてください。



第9回全国一斉コロナ災害電話相談会が開催され、北九州会場では17名の相談員が10～20時まで対応しました。

ネット通販サイトの“アカウント”を盗まれました

ネット通販サイトのアマゾンから「あなたのアカウントに怪しいログインがありましたので下記に確認ください。場所はロシア、モスクワ」とのメッセージが頻繁に入りました。しかし、これ自体が“詐欺”かもしれないと思い放置していました。

すると、カード会社から電話があり「7月5日にヤマダ電機で32000円の買い物をしたか」と言われ、「いいえ」と答えました。アカウントが盗まれて使われていたため、カードを遮断しました。

実は7月3日に、海外のサイトからスマホ用レンズを購入していました。その時にセキュリティが心配でした。3週間たっても品

物は届きませんでしたので“騙されたかな”と思っていたら海外便で品物が届きました。

カード遮断のあとアマゾンからは、「極めてリスクの高いデバイスからお客様のアカウントにログインが複数回試みられました」「アカウントを盗み取って商品を買うためにアマゾンのアカウントを登録するのを企む人がいます」「安全のためお客様のアカウントは一時的に停止されています」などのメールが入りましたが、多くは“偽物”でした。

カードの使用は細心の注意を払う必要があることと、セキュリティーの“確かさ”や補償のありがたさを実感しました。

しかし、警告が届いた時、その警告自体が“詐欺”かもしれないので怖いです。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために



◆市議会での口頭陳情(要旨)

私たちは、扶養照会の実態を把握するため情報公開条例を利用し、本市が生活保護申請者の親族に援助をお願いする「扶養照会書」と、それに親族が回答する「扶養届書」を入手し、その内容のひどさに大変驚きました。

「扶養届書」には、扶養義務のない“家族”も含めて、勤務先や平均月収や資産の詳細。そして、負債の内容や、返済年月と金額、返済の終了予定年月。

更に、「源泉徴収票や、給与明細書や、ローン返済予定表の写しなどを添付してください」と書かれ、しかも、これらの項目を報告する“義務”があるかのような文言です。

なぜこのようなことが本市で行われているのか、理由の一つは本市の認識が間違っているからです。

2月議会の本会議で保健福祉局長は「生活保護法第4条に、扶養義務者の扶養は義務であるという認識だ」と答弁しました。この答弁は明らかに間違っています。

二つは、本市の「扶養届書」は、厚労省が示したモデルをほぼそのまま使っています。

NPO 組織“東京つくろいファン”の稲葉剛(つよし)代表理事は「生活保護受給は高度なプライバシーであり、親族に漏らすのは自己決定権の侵害だ。今の仕組みが残る以上、生活保護は権利とは言えない」と指摘しています。

以上、本市での、親の借金などの詳細や、その返済予定日の書類の添付まで求めるやり方を改めるよう陳情します。

陳情審査を伝える 毎日新聞

生活保護 扶養照会

収入や負債詳細に

北九州市 親族に報告求める

北九州市が生活保護申請者の親族に対し、援助の可否を問い合わせる「扶養照会」を実施する際に、親族の個人情報や収入、負債などの詳細な報告を文書で求めていることがわかった。12日の市議会では議員から疑問の声が続出。市は改善へ向けての検討を表明した。

【伊藤和人】

議会追及受け「改善検討」

文書は「扶養届書」。生活困窮者を支援する「小倉生活と健康を守る会(小倉生健会)」が情報公開請求で入手した。申請者への精神的、金銭的援助の可否などに加え、親族の家族の氏名、続柄、生年月日、職業、勤務先、平均月収額▽家屋や宅地、田畑など親族保有の資産の面積▽住宅ローンなど負債内容と月々年ごとの返済額、返済の終了予定時期―の記入を求める。小倉生健会は「扶養届書」について「扶養が保護の前提であるかのように親族に誤解させ、申請者と親族の関係を悪化させかねない」と問題視。改善を求める陳情を市議会に提出し、12日には保健福祉委員会(10人)が陳情を審査した。

市は、文書は厚労省が示したモデルに準拠

3 私の世帯について

氏名	続柄	生年月日	職業	勤務先	平均月収額
					円

上記のうち (1) 税法上の扶養控除を受けている者の氏名 (2) 会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 (円) (3) 家屋 (1) 家屋 m²(坪) (2) 宅地 m²(坪) (3) 田畑 m²(坪) (4) 山林等 m²(坪) (5) その他 (1) 国民健康保険 (2) 健康保険 (3) 共済 (4) その他 () の加入状況 (1) 上記(1)以外に加入している場合 (2) 認定されています。 (3) 認定されていません。 (4) 認定手続きをとるつもりです。

(記載上の注意) 1 該当するものを○で囲み、必要事項を記載してください。 2 平均月収額は、総収入から所得税、社会保険料、専業経費等を差し引いた額を記載してください。 3 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表等しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。 担当:

北九州市の「扶養届書」の一部。添付された説明文書には「あなたの世帯の生活事情が許す範囲内での援助をしていただきたくお願いします」などとする

査をしない方がいいというケースにつきましては、しないということです。今回の通知は、そういうケースについてしないということをしつかり周知しろということなので、我々としてもしつかりやっていきたいと思っております。

●E 委員: 一方的に押し付けるような形になると、もっと崩れて修復ができないようなことになっていくと思うので、慎重に丁寧に。

法律家の団体が、扶養は生活保護の要件ではない、扶養照会を拒否したとしても不利益を被ることは一切ないと言うことを、窓口で明示すべきと提案していますがいかがですか。

■保護課長: 扶養照会をするということで、ためらわせると言うことが絶対にないと言うことはしつかり申し上げております。

ないかということはありません。

●C 委員: 結局、書かなくても大丈夫です。といったような記載とか、市民の方がわかるような説明だとかあれば、解決するのでは。

■保護課長: 表現の工夫が必要なかなあとは認識しております。

■保健福祉局長: 今ご指摘いただきましたことについては受け止めさせていただきます。

かたくなに変えないということではありません。基本的には誤解を招く、あるいは認識が誤ることについては、今後、わかりやすい形で当然議論していきたいと考えております。可能な限り誤解を与えないような表現に改めるように今後も引き続き協議検討していきたいと思っております。

●D 委員: 民法であれ生活保護法であれ、大元は憲法。憲法 25 条が優先するんですよということを認識してもらえば早いかなと思います。

■保護課長: 議員おっしゃった通り、まさに憲法 25 条を具現化した法律が生活保護法ですから、その趣旨は伝えられるように考えたいと思います。

●E 委員: 局長が、かたくなに見直さないということではありませんと言われましたが、是非改善をしていただきたいと思えます。生活保護を申請する人の意向を尊重すると今まで以上にというのが国の趣旨でしょう。

■保護課長: 全くその通りだと思います。資産があったとしても関係が壊れていて、とてもじゃないけど扶養調

ないかということはありません。

◆陳情審査 (傍聴メモ)

■保護課長: 扶養照会については、扶養が保護の要件であるかの如く説明を行い保護の申請をあきらめさせるようなことがないように各区役所保護課の相談窓口で周知徹底しています。

扶養届書などの文書は国の施行細則準則に様式が定められており、改める必要はないと考えております。

●A 委員: 扶養届書を見たらすごい内容で、プライバシーとかあったもんじゃない。ビックリしますよ。自分のことを全部オープンにしなければいけないのかとなっています。そう思いませんか。市のかたくなな見解が信じられない。北九州も表現とか様式を変えることができるので検討してください。

■保護課長: あなたの世帯の生活事情が許す範囲内での援助をしていただきたく願います。

●B 委員: 例えば母子家庭で子供が3人いて、援助できませんという場合は調査やめましようとなるのか。

■保護課長: 母子家庭の場合、金銭的援助は難しいが精神的援助を求めることはあります。関係が崩れているというところを十分聞き取った上で、そんなことが起こっているのであれば調査をやめようかなというはあります。

●C 委員: 扶養義務のない家族も含めて、氏名・続柄・生年月日等々記入するとなっているが、二親等以外の人はどこまで書くのですか。

■保護課長: この様式は誤解を与えるので、誤解のないように変えないといけなかもしれません。少なくとも、そこは書かなくても結構です。基本的には二親等。関係の深い方は三親等までが対象になりますけれども、それ以外の方は必要ありません。

●C 委員: 関係が深い・深くないは誰が判定するのですか。

■保護課長: 例えば叔父叔母。あるいは姪甥で、ずっと長いこと一緒に暮らして、かなり仲がいい。交流が深い。そういう話があればそれは対象になります。

●C 委員: そういう方に給与明細とかローン返済予定表の写しとかを出してくださいと言うのは負担にならないですか。

■保護課長: 書いてもらう欄がありますが結果的には書いてもらわなくても、書いてないじゃ